堺市営住宅管理センター

堺市営住宅 指定管理者
東急コミュニティー

市営住宅だより

vol.3
2022.01

発行：堺市堺区中瓦町1丁1番21号　堺東八幸ビル 4階　堺市営住宅管理センター
TEL：072-228-8225 FAX：072-228-8223

令和4年度
住宅使用料決定通知書を送付します

収入申告の手続き・内容に基づいて令和4年度の住宅使用料（家賃）を決定しましたので、お知らせします。下記により、ご確認いただきますようお願いします。

記

1 「収入認定及び住宅使用料決定通知書」をお届けしている方

記載されている所得の内容が実際と異なる場合や世帯の構成に変更があった場合など、この認定にご意見があるときは、申し立て等をすることができます（30日の意見申立期間経過後は収入再認定請求をすることで、住宅使用料が見直される場合があります）。詳しくは「収入認定と住宅使用料の説明書」をご覧ください。

収入再認定受付期間	適用期間	申請に必要なもの
随　時	受付月の翌月から その年度の3月分まで	堺市営住宅管理センターまで お問い合わせください

※この通知書には現在減免を受けている方についても、減免申請を行わない場合の住宅使用料を表示しています。令和4年度も引き続き申請される方は、2ページの3の要領にしたがって申請してください。

2 「未申告者等住宅使用料決定通知書」をお届けしている方

収入申告（毎年8月配布）の手続きをされておられないか、書類が不備になっています。収入に応じた住宅使用料に比べて高い設定になっていることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

3 収入が著しく低いため、また、失業・退職などによる収入減や病気療養等の事由により、住宅使用料の支払が困難な方のために、住宅使用料の減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

一般減免

通知書に記載の認定月収が 104,000 円以下の方で、かつ、堺市で別に定める収入基準(非課税収入等すべての収入を含んで算出)以下の方が対象

申請者	受付期間	適用期間	申請に必要なもの
引き続き申請される方(継続申請)	令和4年2月1日(火)から令和4年3月31日(木) ※なるべく2/28(月)までに申請してください。	令和4年4月分から令和5年3月分	●本人以外の方が申請する場合、印鑑(認印)が必要です。 ●堺市が指定した書類(3ページをご覧ください) ※詳しくは堺市営住宅管理センターまでお問い合わせください。
新たに申請される方(新規申請)	随　時	受付月の翌月からその年度の3月分まで	

※3/1(火)～3/31(木)に申請された方については、令和4年度の納付書の発送が遅れる場合があります。

収入再認定・特別減免

通知書に記載の認定月収が 104,000 円を超える方で、収入区分の変動により住宅使用料が下がる方が対象:申請については、堺市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

4 一般減免の申請における注意点及びご案内

(1)郵送による申請について

新型コロナウイルス感染拡大防止策として、郵送による申請も受付します。ただし、申請における郵送費用(封筒代含む)は、自己負担にてご対応ください。また、提出書類の返送は行いませんので、お手元に保管しておきたい書類は写しをお送りください。

なお、郵送による申請であっても書類不備が解消されない場合や「堺市営住宅使用料減免等申請書」(原紙)の提出が無い場合は、正式に申請を受理できないため、来年度住宅使用料への減免が適用されません。申請書が必要な場合は管理センターまでご連絡頂きましたら郵送致します。

(2)管理センター窓口等における申請について

窓口での申請の場合も、管理センターでは提出書類のコピー・返却を行いません。お手元に保管しておきたい書類は写しをご持参ください。

(3)減免の適用開始について

減免申請が遅れた場合は、申請月の翌月から減免の適用開始となります。予めご了承ください。また、確定申告期間の延長等に伴う申請遅れも同様の取扱いとさせていただきます。減免申請が必要な方は、申告期間に関わらず、早めの確定申告をお願いいたします。

(4)区役所における減免受付について

管理センターへの来所、郵送での申請が困難な方々に対して、以下の日時に限定して各区役所での受付を行います。是非ご利用ください。

場　所	日　時	注意事項(共通)
北区役所 会議室(1階)	令和4年2月 9 日(水)10時～16時	①お車でお越しの方は、自己負担にて区役所駐車場又は近隣の有料駐車場をご利用ください。 ②提出書類のコピーは行いません。写しをご持参ください。
西区役所 A1会議室(地下1階)	令和4年2月15日(火)10時～16時	
東区役所 107会議室(1階)	令和4年2月22日(火)10時～16時	
中区役所 B1会議室(地下1階)	令和4年2月24日(木)10時～16時	

減免申請必要書類一例

収入の種類など		必要書類一例
年金、恩給の方 ※非課税年金、非課税恩給も含む （遺族年金、障害年金など）		● 令和3年分公的年金等の源泉徴収票 ● 年金振込通知書（令和3年以降の年金額が確認できるもの） ● 年金額改定通知書（令和3年以降の年金額が確認できるもの） ● 年金額裁定通知書（令和3年以降の年金額が確認できるもの） ● 年金証書（ただし、令和3年以降に支給開始された方に限る） ※上記のうちいずれか1通で結構ですが、複数の年金を受給されている方は年金ごとに1通ずつ必要になります。 ※課税年金や課税恩給の場合は、令和3年分の所得税の確定申告書の控（注1）で代用できる場合があります。
給与収入の方	令和3年1月1日以前から継続して勤務している場合（ただし、申請日現在で退職・転職されている方を除く）	● 令和3年分給与所得の源泉徴収票 ● 令和3年分の所得税の確定申告書の控（注1） ※いずれか1通
給与収入の方	令和3年1月2日以降に就職・転職された方	● 給与等支払証明書または雇用条件証明書 ※様式については堺市営住宅管理センターにお問い合わせください。
事業所得の方		● 令和3年分の所得税の確定申告書の控（注1）
賃金支払いが日給制の方（アルバイトなど） ※源泉徴収票等お持ちでない方		● 給与等支払証明書または雇用条件証明書 ※様式については堺市営住宅管理センターにお問い合わせください。 ● 令和3年分の所得税の確定申告書の控（注1） ※いずれか1通
児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当などの手当・給付金等を受給されている方		児童扶養手当の証書・特別児童扶養手当の証書・特別障害者手当の通知書など
令和3年以降に退職し、雇用保険受給中、または受給予定の方。		雇用保険受給資格者証
令和3年1月1日から現在まで収入が無い方		● 申立書（注2） ※様式については堺市営住宅管理センターにお問い合わせください。
その他		堺市営住宅管理センターにお問い合わせください。

※世帯全員の方について、上記のいずれかの書類の提出が必要です。
ただし、平成18年4月2日以降に生まれた子については、収入が無い場合に限り書類は不要です。

※「所得税の確定申告書」のようにその内訳に全ての収入金額が含まれている場合はその「控え」のみ提出していただくだけで結構ですが、どちらの申告もされていない方で2ヶ所以上からの収入がある方はそのそれぞれの収入について上記の書類の提出が必要になります。

注1.「所得税の確定申告書の控」は受付済のもので第1表と第2表をご用意ください。

注2. 税法上の扶養親族に該当していても世帯全員分（平成18年4月2日以降に生まれた子については、収入が無い場合に限り不要）の証明書類の提出が必要になりますので、来所の際には収入がない旨をお申し出ください。

上記の例以外の書類が必要な場合があります。詳しくは堺市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

管理センターのサービスをご活用ください

1 健康に不安を感じたら‥「健康相談ダイヤル」へ

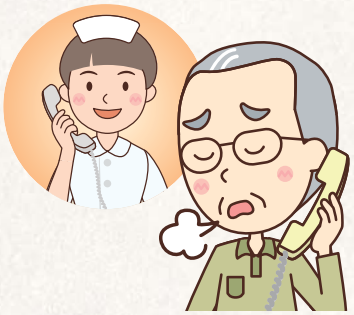

心身の健康について、看護師が24時間365日ご相談にお応えする健康相談ダイヤルを常設しています。また、心理相談や栄養相談などについても、管理栄養士やケアマネージャーなどの専門スタッフが入居者様のお悩みにお答えします。

- フリーダイヤルで24時間365日対応
- 看護師などのプロのスタッフが連携して相談に対応
- 匿名で相談を受付しプライバシーに配慮

相談いただける内容

健康・医療相談	気になる身体の症状や病気、健康診断結果などの相談
医療機関情報	全国12万件の医療機関情報の案内
看護・介護相談	日常生活における介護や制度・サービスの利用など
心理相談	職場での人間関係トラブルやストレス・不眠など
栄養相談	食事療法や健康維持のための食生活など

※本サービスは、診察・診療行為は行いません。

健康相談ダイヤル **0120-660-118**（通話料無料）

2 ふれあいサポート（高齢者サポート）のご案内

75歳以上の単身高齢者の方（希望者）を対象に、自動音声による安否確認を行っております。ご希望される場合は、管理センターまでご連絡ください。

サービス名	頻　度	内　容
あんしん住宅「まごころ」	週1回	指定して頂いた曜日・時間に自動音声による電話連絡があり、その日の健康状態をダイヤルプッシュで伝えて頂きます。

3 管理組合向けサービス「マンションでんき」のご案内

管理組合で負担している共用部分の電気代を下げることを目的として、電力小売りサービス「マンションでんき」を提供しています。
電気代の試算を無料で実施しておりますので、ご希望の場合は管理組合ご代表の方から、管理センターまでご連絡ください。

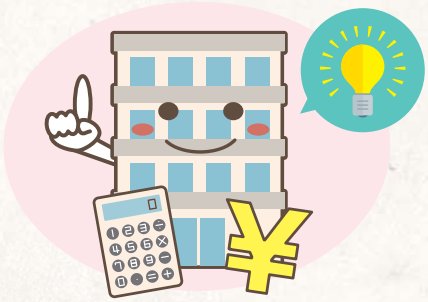

災害への備え！
～いざという時のため備蓄しませんか～

自宅で備えることの重要性～食料品編

ひとたび災害が発生すれば、電気・ガス・水道などが使えなくなることもあります。その時、あなたは・・・

日常備蓄という考え方

これまで、乾パンやアルファ米（乾燥米）など普段使わない物を準備していましたが、日頃利用している食料品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」をしませんか。

- 備蓄の目安～3日から1週間程度（家族の人数分）
- 各家庭のスタイルに応じて準備しましょう
- 自宅で避難生活を送るために必要なもの好きなもので・・・
- できるだけ加熱などの手間がいらないものにしましょう

ローリングストック法で備蓄しませんか！

備蓄品⇒食べる⇒食べた分だけ買い足して
⇒それをまた備蓄する

- 飲料水（1人1日3リットル）
- 主食～レトルトご飯、即席麺
- 主菜～レトルト食品、冷凍食品
- 缶詰～さばのみそ煮、くだものなど
- 野菜ジュース
- かまぼこ、チーズ
- 菓子類（チョコレートなど）
- 栄養補助食品
- 健康飲料粉末

※古い物から順に消費

交通事故防止への架け橋！
自転車の安全な利用方法をおぼえよう！

自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両、自動車の仲間なので車道が原則です！

自転車で歩道を通行できるのは

- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が自転車に乗るとき
- 身体が不自由な人が自転車に乗るとき
- 自転車通行可の標識がある
- 車道を通行することが危険でやむを得ない場合

車道は左側を通行

自転車は車道の左側端を走りましょう！
右側通行は、自動車と正面衝突する危険性があります！

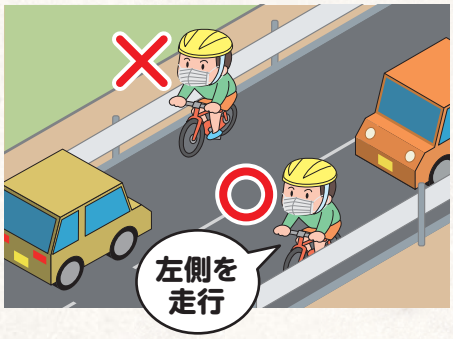

自宅で1人でも楽しくおうち時間

コロナ禍が続く中で、ご自宅で1人の時間が増えている方もいらっしゃるかもしれません。
そこで1人でも家の中で楽しく過ごせる方法をご紹介いたします。

踏み台運動

- 左足、右足どちらかを一歩目に踏み台に乗せる。
- まっすぐに立つ。
- 上げた方の足から降ろす。

簡単ヨガ

やまのポーズ

1. 両足を腰幅に開いて、立つ。
2. お尻を締め、足裏で床をつかむように立ち、上下に引っ張られている感覚を意識する。

椅子を使ったヤシの木のポーズ

1. やまのポーズで立ち、両手を腰に当てる。
2. 息を吸って、壁や椅子を支えにして、つま先立ちをする。
   （余裕があれば、両腕を真上にあげる。）
3. 息を吐いて、腕をおろし、そのままかかとも地面におろす。

絶対に無理をせず、転倒に気を付けて取り組んでみてください!

株式会社東急コミュニティー
堺市営住宅管理センター

〒590-0077　大阪府堺市堺区中瓦町1-1-21
堺東八幸ビル4階

最寄駅：南海高野線「堺東」駅 下車徒歩7分
電　話：072(228)8225
ＦＡＸ：072(228)8223

営業日・営業時間
月曜日～土曜日　9:00～18:00
※日曜日・年末年始定休